

民法改正によって生じる契約実務への影響と対応策

～ 120年ぶりの民法（債権関係）の改正で契約法務はどう変わる？
実務に影響の大きい重要な改正箇所だけをスピード解説～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2020年 1月 22日（水） 13:30～16:30
会場▶ 企業研究会セミナールーム（東京：麹町）

《ご参加頂きたい方》

法務部門、総務部門、知的財産部門、購買部門など関連部門のご担当者

講師

佐藤経営法律事務所

弁護士・米国公認会計士・公認内部監査人 佐藤 孝幸 氏

講師紹介

早稲田大学政治経済学部政治学科卒業 国内案件・国際案件を問わず、契約法務、会社法務、金融法務、人事労働法務などの企業法務を専門的に取り扱う。主な著書として『実務契約法講義』（民事法研究会）、『英文契約書の読み方』（かんき出版）、『詳解 監査役の実務』（中央経済社）などがある。



《申込方法》 当会ホームページ（https://www.bri.or.jp）からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料：1名（税込・資料代含） ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況（0発信の有無など）をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円（本体価格 32,000円）	一般	38,500円（本体価格 35,000円）
-----	-----------------------	----	-----------------------

191926-0303（※） 民法改正によって生じる契約実務への影響と対応策			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛 E-mail からもお申込み頂けます。後日（開催日1週間～10日前まで）受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問（FAQ）は当会HPにてご確認いただけます。（[TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]）
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F 【DM変更連絡】03-5215-3512

・プログラム・

■開催にあたって■

120年ぶりに民法（契約法）が改正されます。本セミナーでは、民法の重要改正ポイントを、皆様が日常利用している約款、取引基本契約書、業務委託契約書・のどの条項を変更する必要があるのか（or 変更する必要はないのか）といった実務に即した視点で解説していきます。そのため、民法改正点のうち、実務に大きく影響するポイントだけをスピーディに点検されたい方に最適のセミナーとなっております。なお、今般の改正は多岐にわたりますが、本セミナーでは改正分野のうち、下記のような契約法務に密接に関連するテーマにしばって解説いたします。

■プログラム■

- 約款による契約実務に影響があるのか？約款を変える必要があるのか？
 - 約款に関する規定が新たに設けられた
- 取引基本契約書、業務委託契約書・のどの条項を変える必要があるのか？
 - 売主の担保責任と買主の代金減額請求権
 - 売買契約における危険負担
 - 請負契約における請負人の責任
 - 委任契約における報酬請求権など
- 契約相手が契約を守らなかった場合の対応はどのように変わるのか？
 - ～債務不履行による損害賠償と契約の解除
 - 債務不履行による損害賠償とその免責事由
 - 債務の履行に代わる損害賠償の要件
 - 契約による債務の不履行における損害賠償の範囲
 - 債務不履行による契約の解除の要件と効果など
- 債権を保全・回収する際に注意すべきポイントとは？
 - 保証人をとる場合の重要な注意点とは？
 - 債権譲渡、相殺、消滅時効など

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。
※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

裏面もご覧下さい！ 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。